

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27-投法8-1
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成29年4月14日
【発行者名】 日本ロジスティクスファンド投資法人
【代表者の役職氏名】 執行役員 棚橋 慶太
【本店の所在の場所】 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
【事務連絡者氏名】 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社
財務企画部次長 関口 亮太

【電話番号】 03-3238-7171
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】 日本ロジスティクスファンド投資法人

【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】 投資法人債券（短期投資法人債を除く。）
【今回の募集金額】 第5回無担保投資法人債 20億円

【発行登録書の内容】
(1) **【提出日】** 平成27年6月25日
(2) **【効力発生日】** 平成27年7月3日
(3) **【有効期限】** 平成29年7月2日
(4) **【発行登録番号】** 27-投法8
(5) **【発行予定額又は発行残高の上限】** 発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
—	—	—	—	—
実績合計額 (円)		なし (なし)	減額総額 (円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しています。

【残額】 (発行予定額－実績合計額－減額総額) 100,000百万円
(100,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しています。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 一円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

(1) 【銘柄】

日本ロジスティクスファンド投資法人第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下「本投資法人債」といいます。）

(2) 【投資法人債券の形態等】

- ① 本投資法人債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。以下「社債等振替法」といいます。）第115条で準用する同法第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第1項の定めに従い投資法人債券を発行することができません。ただし、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者（以下「本投資法人債権者」といいます。）は日本ロジスティクスファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券の形式は、無記名式利札付に限り、本投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行いません。

- ② 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本投資法人債について、本投資法人は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）からAAの信用格付を平成29年4月14日付で取得しています。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

本投資法人債の申込期間中に本投資法人債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ストラクチャードファイナンス」の「ストラクチャードファイナンス 最新情報 ニュースリリース（2012年1月10日以降）」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「ストラクチャードファイナンス ニュース一覧」に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(3) 【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。

なお、振替投資法人債の総額は金20億円です。

(4) 【各投資法人債の金額】

金1億円

(5) 【発行価額の総額】

金20億円

(6) 【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

(7) 【利率】

年0.480パーセント

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

- ① 本投資法人債の利息は、払込期日の翌日（この日を含みます。）から別記「(9) 償還期限及び償還の方法①」記載の償還期日（この日を含みます。）までこれをつけ、平成29年9月29日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各29日にその日までの前半か年分を支払います（以下、これらの支払期日を「利払期日」といいます。）。
- ② 利払期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。かかる繰り上げにより、利息の減額は行われません。
- ③ 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算します。
- ④ 償還期日後は利息はつけません。ただし、本投資法人が、償還期日に本投資法人債の投資法人債要項に従った償還を怠ったときは、当該元金について、償還期日の翌日（この日を含みます。）から償還が実際に行われる日（この日を含みます。）までの期間につき、別記「(7) 利率」に定める利率による遅延損害金を支払います。

(9) 【償還期限及び償還の方法】

- ① 本投資法人債の元金は、平成39年4月20日（以下「償還期日」といいます。）にその総額を償還します。
- ② 本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。
- ③ 償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。かかる繰り上げにより、利息の減額は行われません。
- ④ 本投資法人による本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「(18) 振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。

(10) 【募集の方法】

一般募集

(11) 【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。
申込証拠金には利息をつけません。

(12) 【申込期間】

平成29年4月14日

(13) 【申込取扱場所】

別記「(16) 引受け等の概要」記載の各引受人の本店及び国内各支店

(14) 【払込期日】

平成29年4月20日

(15) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(16) 【引受け等の概要】

本投資法人債の引受け等の概要は以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	1 引受人は、本投資法人債の全額につき共同して買取引受を行います。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,000	2 本投資法人債の引受手数料は各投資法人債の金額100円につき金45銭とします。
計	—	2,000	—

(17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

(18) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 平成17年3月16日

登録番号 関東財務局長第32号

(20) 【手取金の使途】

本投資法人債の払込金額2,000百万円から発行諸費用の概算額10百万円を控除した差引手取概算額1,990百万円は、全額を平成29年5月に短期借入金の返済資金（期限前弁済）に充当する予定です。

(21) 【その他】

1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

- (1) 本投資法人は、三井住友信託銀行株式会社を財務代理人（別記「(18) 振替機関に関する事項」記載の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人及び支払代理人の地位を含みます。）として、別に定める財務代理契約証書に基づき、本投資法人債の事務を委託します。
- (2) 財務代理人は、本投資法人債に関して、本投資法人債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また本投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していません。
- (3) 財務代理人を変更する場合には本投資法人は別記「(21) その他 7. 投資法人債権者に対する公告の方法」に定める方法により公告します。

2. 投資法人債管理者の不設置

本投資法人債には投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第139条の8ただし書に基づき、投資法人債管理者は設置されておらず、本投資法人債権者は本投資法人債を自ら管理し、又は、債権の実現を保全するために必要な行為を行います。

3. 担保・保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

4. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人債発行後、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債（下記第(2)号で定義する担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除きます。）のために、本投資法人の資産に担保権を設定する場合には、本投資法人債のために投信法及び担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含みます。）に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定します。

(2) その他の特約

本投資法人債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていません。担付切換条項とは、純資産額維持条項等、本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

5. 担保権設定の手続

本投資法人が「(21) その他 4. 財務上の特約 (1)担保提供制限」により本投資法人債のために担保権を設定する場合、本投資法人は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告します。

6. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本投資法人は、次の各場合には、本投資法人債権者からの書面による請求を財務代理人が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、本投資法人債全額について期限の利益を喪失します。ただし、財務代理人が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、その限りではありません。
 - ① 本投資法人が別記「(9) 償還期限及び償還の方法」の規定に違背し、5銀行営業日を経過してもその履行ができないとき。
 - ② 本投資法人が別記「(8) 利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、10銀行営業日を経過してもその履行ができないとき。
 - ③ 本投資法人が別記「(21) その他 4. 財務上の特約 (1)担保提供制限」の規定に違背したとき。
 - ④ 本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債（当該投資法人債の元利金の返済及び附帯費用の支払原資が特定の資産及びその資産から得られる収益に限定され、本投資法人の有する他の資産には一切及ばない旨の特約が有効に契約されている投資法人債を除きます。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - ⑤ 本投資法人が投資法人債を除く借入金債務（債務の支払が、当該債務を被担保債務とする担保権が設定された資産のみを引当てとして行われ、その支払の引当てが借入人である本投資法人の有する他の資産に及ばない旨の特約が付された借入金債務を除きます。）について期限の利益を喪失したとき、又は本投資法人以外の者の発行する社債もしくはその他の借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務（当該保証債務の履行が、当該保証債務を被担保債務とする担保権が設定された資産のみを引当てとして行われ、その保証債務の履行の引当てが保証人である本投資法人の有する他の資産に及ばない旨の特約が付された保証債務を除きます。）について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではありません。
- (2) 本投資法人は、次の各場合には本投資法人債全額について、何らの手続を要することなく、当然に期限の利益を喪失します。
 - ① 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始もしくはその他適用ある倒産手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除きます。）の決議を行ったとき。
 - ② 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始もしくはその他適用ある倒産手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - ③ 本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。ただし、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債上の債務全額を承継する場合はこの限りではありません。
 - ④ 本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第2項に基づく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒を図ることができなかつたとき。
- (3) 期限の利益を喪失した本投資法人債の元利金は、直ちに支払われるものとし、直前の利払期日の翌日（この日を含みます。）から期限の利益喪失日（この日を含みます。）まで別記「(7) 利率」に定める利率による経過利息を付すものとし、ただし、期限の利益喪失日に償還及び経過利息の支払を怠ったときは、当該元金及び経過利息について、期限の利益喪失日の翌日（この日を含みます。）から当該元金及び経過利息の支払が実際に行われる日（この日を含みます。）までの期間につき、別記「(7) 利率」に定める利率による遅延損害金を支払います。
- (4) 本投資法人債が前記第(1)号及び第(2)号に従い期限の利益を喪失した場合には、本投資法人は直ちにその旨を別記「(21) その他 7. 投資法人債権者に対する公告の方法」の規定に従い公告します。

7. 投資法人債権者に対する公告の方法

- (1) 本投資法人債に関し、本投資法人債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、本投資法人規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができます。）にこれを掲載します。
- (2) 本投資法人が規約の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとし、ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、本投資法人規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができます。）にこれを掲載します。
- (3) 前記第(1)号及び第(2)号に基づく公告の費用は本投資法人の負担とします。

8. 投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

9. 投資法人債要項の変更

- (1) 本投資法人債の投資法人債要項に定められた事項（ただし、別記「(21) その他 1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人 (1)」、別記「(21) その他 11. 一般事務受託者」、別記「(21) その他 12. 資産運用会社」及び別記「(21) その他 13. 資産保管会社」を除きます。）の変更は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資法人債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とします。
- (2) 裁判所の認可を受けた前記第(1)号の投資法人債権者集会の決議は、本投資法人債の投資法人債要項と一体をなすものとし、

10. 投資法人債権者集会に関する事項

- (1) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類（投信法第139条の7で準用する会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第681条第1号に定める種類をいいます。）の投資法人債（以下「本種類の投資法人債」と総称します。）の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに本種類の投資法人債の投資法人債権者集会を招集する旨及び投信法第139条の10第2項で準用する会社法第719条各号所定の事項を公告します。
- (2) 本種類の投資法人債の投資法人債権者集会は東京都においてこれを行います。
- (3) 本種類の投資法人債総額（償還済みの額を除きます。また、本投資法人が有する本種類の投資法人債の金額の合計額はこれに算入しません。）の10分の1以上にあたる本種類の投資法人債を有する投資法人債権者は、本投資法人に対し、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して本種類の投資法人債の投資法人債権者集会の招集を請求することができます。

11. 一般事務受託者

(1) 本投資法人債に関する一般事務受託者

- ① 本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務（投信法第117条第1号関係）
SMB C日興証券株式会社
みずほ証券株式会社
 - ② 別記「(21) その他 1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」に定める財務代理人、発行代理人及び支払代理人に委託する発行及び期中事務（投信法第117条第3号及び第6号関係）
三井住友信託銀行株式会社
なお、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第169条第2項第4号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、社債等振替法及び別記「(18) 振替機関に関する事項」記載の振替機関が定める業務規程等の規定に従って支払代理人及び口座管理機関を経て処理されます。
 - ③ 投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務（投信法第117条第2号関係）
三井住友信託銀行株式会社
- (2) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者（投信法第117条第2号乃至第6号関係）
三井住友信託銀行株式会社
D B J証券株式会社

12. 資産運用会社

三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社

13. 資産保管会社

三井住友信託銀行株式会社

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第22期（自 平成28年2月1日 至 平成28年7月31日） 平成28年10月28日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である平成28年10月28日付の有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」といいます。）に関して、本発行登録追補書類提出日までに補完すべき情報は、以下に記載のとおりです。

なお、以下に記載の事項を除き、参照有価証券報告書に記載されている将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

<取得物件>

本投資法人は、参照有価証券報告書の提出日後、本発行登録追補書類提出日までに、以下の資産を取得しました。

[M-19 草加物流センター]

取得資産	不動産信託受益権（準共有持分50%）	
取得価格	8,080百万円	
取得時期	平成29年2月6日	
所在地	埼玉県草加市青柳一丁目6番39号	
用途	倉庫（注1）	
敷地面積	28,761.60㎡（注1）（注2）	
延床面積	45,040.28㎡（注1）（注2）	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根8階建（注1）	
建築時期	平成20年4月18日（注1）	
所有形態	土地：所有権	建物：所有権

（注1）不動産登記簿に基づいて記載しており、現況とは一致しない場合があります。

（注2）本物件全体（100%）の面積について記載しています。

[T-3 清須物流センター（注1）]

取得資産	不動産（建物のみ）	
取得価格	2,325百万円	
取得時期	平成29年2月24日	
所在地	愛知県清須市春日郷ヶ島92番	
用途	倉庫・事務所（注2）	
敷地面積	10,457.02㎡（注2）	
延床面積	20,438.10㎡（注2）	
構造	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき4階建（注2）	
建築時期	平成29年1月19日（注2）	
所有形態	建物：所有権	

（注1）平成29年2月24日付で再開発事業が完了しており、同日付で清須物流センター（底地）から清須物流センターに名称を変更しています。

（注2）不動産登記簿に基づいて記載しており、現況とは一致しない場合があります。

[M-31 新木場物流センターⅡ]

取得資産	不動産信託受益権	
取得価格	15,270百万円	
取得時期	平成29年3月16日	
所在地	東京都江東区新木場二丁目13番10号	
用途	倉庫・事務所（注）	
敷地面積	19,877.99㎡（注）	
延床面積	42,782.27㎡（注）	
構造	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき5階建（注）	
建築時期	平成27年8月5日（注）	
所有形態	土地：所有権	建物：所有権

（注）不動産登記簿に基づいて記載しており、現況とは一致しない場合があります。

<資金の借入れ>

本投資法人は、参照有価証券報告書の提出日後、本発行登録追補書類提出日までに、以下のとおり資金の借入れを行っています。

借入先	日本生命保険相互会社	信金中央金庫	農林中央金庫
借入金額	3,000百万円	1,000百万円	1,000百万円
調達金利	0.15000%	全銀協1か月日本円TIBOR（注1）+0.10%（注2）	
借入日	平成29年2月3日		
返済期日	平成33年2月26日	平成33年8月31日	
借入方法・担保の有無	無担保・無保証		
返済方法	期日一括返済		
資金使途	不動産信託受益権の取得資金及びこれに関連する 取得費用の一部への充当		

借入先	三井住友海上火災保険株式会社	株式会社りそな銀行
借入金額	1,000百万円	2,000百万円
調達金利	0.25875%	全銀協1か月日本円TIBOR （注1）+0.16%（注3）
借入日	平成29年2月3日	
返済期日	平成36年2月29日	平成39年2月3日
借入方法・担保の有無	無担保・無保証	
返済方法	期日一括返済	
資金使途	不動産信託受益権の取得資金及びこれに関連する 取得費用の一部への充当	

借入先	三菱UFJ信託銀行株式会社	株式会社三井住友銀行
借入金額	2,000百万円	1,000百万円
調達金利	0.30000%	0.28678%
借入日	平成29年2月27日	平成29年2月28日
返済期日	平成34年3月31日	平成33年9月30日
借入方法・担保の有無	無担保・無保証	
返済方法	期日一括返済	
資金使途	借入金の返済資金への充当	

借入先	三井住友信託銀行株式会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
借入金額	1,000百万円	1,000百万円
調達金利	全銀協1か月日本円TIBOR(注1)+0.20%	
借入日	平成29年3月15日	
返済期日	平成29年9月15日(注4)	
借入方法・担保の有無	平成28年7月28日付コミットメントライン契約に基づく借入 無担保・無保証	
返済方法	期日一括返済	
資金使途	不動産信託受益権の取得資金及びこれに関連する 取得費用の一部への充当	

借入先	三井住友信託銀行 株式会社	三菱UFJ信託銀行 株式会社	株式会社三井住友銀行
借入金額	2,000百万円	1,000百万円	3,000百万円
調達金利	全銀協3か月日本円TIBOR(注1)+0.12%		0.29642%
借入日	平成29年3月15日		
返済期日	平成32年3月31日	平成33年9月30日	
借入方法・担保の有無	無担保・無保証		
返済方法	期日一括返済		
資金使途	不動産信託受益権の取得資金及びこれに関連する取得費用の一部への充当		

借入先	株式会社福岡銀行	株式会社 日本政策投資銀行	株式会社 日本政策投資銀行
借入金額	2,000百万円	2,500百万円	2,500百万円
調達金利	0.48000%	0.55375%	0.60750%
借入日	平成29年3月15日		
返済期日	平成39年3月31日	平成40年3月31日	平成41年3月30日
借入方法・担保の有無	無担保・無保証		
返済方法	期日一括返済		
資金使途	不動産信託受益権の取得資金及びこれに関連する取得費用の一部への充当		

借入先	株式会社三井住友銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
借入金額	1,000百万円	1,000百万円
調達金利	0.27461%	0.27500%
借入日	平成29年3月27日	
返済期日	平成33年9月30日	平成34年3月31日
借入方法・担保の有無	無担保・無保証	
返済方法	期日一括返済	
資金使途	借入金の返済資金への充当	

(注1) 全銀協日本円TIBORについては、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>) でご確認ください。

(注2) 金利スワップ契約の締結により、本借入金の調達金利は実質的に0.21935%で固定化されることとなります。

(注3) 金利スワップ契約の締結により、本借入金の調達金利は実質的に0.46600%で固定化されることとなります。

(注4) 平成29年5月15日付で期限前弁済をすることを平成29年4月14日付で決定しています。

<資産運用会社の役員の変任>

平成29年3月31日付で資産運用会社の取締役総務部長である菱田幸男が退任しました。また、平成29年4月3日付で資産運用会社の取締役である福田英之が退任し、同日付で新たな取締役として大久保潔が就任しました。新任の取締役の主要略歴は、以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
取締役 (非常勤)	大久保潔	平成4年4月 平成18年7月 平成20年12月 平成22年5月 平成22年10月 平成25年1月 平成29年4月 平成29年4月	三井物産株式会社 同 企業投資開発部 投資事業室長 株式会社エム・ヴィー・シー 執行副社長 三井物産株式会社 M&A推進部 J A三井リース株式会社 経営管理室 室長 アジア・大洋州三井物産株式会社 シンガポール支店 金融・新事業推進室長 三井物産株式会社 金融事業部 アセットマネジメント事業室長（現在に至る） 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 取締役（非常勤）（現在に至る）	0

<投資リスクの一部変更>

参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因 ③ 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク (イ) 三井物産株式会社及び三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社並びにケネディクス株式会社への依存、利益相反に関するリスク」が以下のとおり変更されています（下線部_____は参照有価証券報告書からの変更箇所を示します。）。

(イ) 三井物産株式会社及び三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社並びにケネディクス株式会社への依存、利益相反に関するリスク

三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社及びケネディクス株式会社は、本書の日付現在、各社で本資産運用会社の全株式を保有しています。また、三井物産株式会社、三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社及びケネディクス株式会社は、本資産運用会社の一部の役職員の出向元であり、本資産運用会社の非常勤取締役の兼職先です。更に、本投資法人は、三井物産株式会社、三井住友信託銀行株式会社及びケネディクス株式会社から、収益用不動産に関する情報の提供を継続的に受けているほか、三井物産株式会社からは、物件取得における業務支援サービスの提供を継続的に受けています。

即ち、本投資法人及び本資産運用会社は、三井物産株式会社及び三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社並びにケネディクス株式会社と密接な関係を有しており、本投資法人による安定した収益の確保と成長性に対する各社の影響は相当程度高いといえます。

したがって、本投資法人及び本資産運用会社が三井物産株式会社及び三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社並びにケネディクス株式会社との間で、本書の日付現在における関係と同一の関係を維持できなくなった場合には、本投資法人に悪影響が及ぶ可能性があります。

更に、本投資法人や本資産運用会社が、資産運用活動その他を通じて、三井物産株式会社及び三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社並びにケネディクス株式会社との間で取引を行う場合、三井物産株式会社及び三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社並びにケネディクス株式会社の利益を図るために、本投資法人の投資主又は投資法人債権者の利益に反する行為を行う可能性もあり、その場合には、投資主又は投資法人債権者に損害が発生する可能性があります。例えば、本資産運用会社は、三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社に対し本投資法人の運用資産に係るリーシング関連業務を委託していますが、三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社は本資産運用会社以外の三井物産株式会社のグループ会社からも当該グループ会社が運用する上場投資法人又は不動産私募ファンドのリーシング関連業務を受託しており、本投資法人の運用資産に係るリーシングに関して、三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社が本投資法人及び本資産運用会社以外の第三者の利益を優先する可能性があります。この場合、投資主又は投資法人債権者に損害が発生する可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本ロジスティクスファンド投資法人 本店

(東京都千代田区西神田三丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)